

令和2年度契約情報の公表

部(局)等名：商工労働部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額 (円)	地方自治法施行令の 適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関) の名称	備考
「美肌ウェルネスツーリズム」連携協定合意書調印式業務	R3.3.5	有限会社土本真紀事務所 東京都渋谷区渋谷1-15-15テラス渋谷美竹516号室	2,000,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しえない	観光振興課	
令和2年度「美肌県しまね宿泊キャンペーン」新聞広告掲載業務	R3.3.10	株式会社中国新聞広告社 広島県広島市中区宝町5-28	2,530,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しえない	観光振興課	
美肌県しまね地酒・県産米プレゼント企画運営業務	R3.3.19	島根県酒造組合 会長 松江市東津田町1258-1	162,500,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しえない	観光振興課	
観光情報誌「あ・るっくしまね・とっとり ぶらっと旅ガイド」広告掲載業務	R3.3.5	榊山陰中央新報社 松江市殿町383	1,430,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しえない	観光振興課	
令和2年度「日比谷しまね館」館外イベントの実施に係る企画運営業務	R3.3.4	株式会社東急コミュニティービル事業本部第一事業部施設運営部 東京都世田谷区用賀4-10-1	5,564,672	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しえない	ブランド推進課	
GoToEatキャンペーンしまね登録店舗一覧発行業務	R3.3.15	株式会社JTB 松江支店 松江市朝日町477-17	5,000,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しえない	ブランド推進課	
若年者県内就職魅力発信広告業務委託	R3.3.16	株式会社マイナビ 代表取締役 社長執行役員 東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号	2,750,000	第167条の2第1項第2号	「マイナビ学生の窓口」は、大学生の3人に1人が利用する大学生向けポータルサイトであり、多くの大学生を対象に県内企業への就職を促進するための情報発信ができる有効な広告媒体である。本サイトは株式会社マイナビが運営するものであり、本業務を実施できる唯一の者である。	雇用政策課	